

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
1	事業者指定	基準緩和サービスの登録事業所を知るためには、ホームページなど何かに記載はありますか。	現行相当サービスの事業所も含め、事業所一覧を市ホームページに掲載致します。	11/30
2	サービス内容	説明会の際、サービス提供時間は3時間程度とありましたが、最低何分で提供可となるのでしょうか。	【12/12訂正】 実質的な運動器機能訓練プログラム(バイタルチェックや測定等含む)やレクリエーション等のサービス提供時間は、概ね2時間以上程度を想定しております。(送迎時間を含めず)	11/30
3	給付	送迎を行わない場合の減算はあるのか。また、徒歩や自転車での通所を希望している場合、利用者の希望に沿って良いか。	現行相当サービスと同様、送迎減算はございません。 送迎は原則行う必要がありますが、徒歩や自転車での通所を希望される場合等、送迎の有無につきましてはケアプランに基づきご対応ください。	11/30
4	その他	介護保険サービスと介護保険外サービスとの混合は可能でしょうか。	基準緩和サービスにおいても、現在の介護保険制度の考え方と同様、介護保険サービスと介護保険外サービスを提供する場合、それぞれのサービスを明確に分けて提供する必要があります。 現在、国のほうで混合介護に関する議論がされており、市としても動向を注視しております。	11/30
5	サービス内容	サービス内容に送迎とあるが、送迎は義務か。送迎しない場合に減算の対象となるか。	質問3を参照	11/30
6	サービス内容	3時間を目安にとの話だったが、現在、現行相当サービスで3時間のサービス提供を行っており、単位数を見ても3時間サービスを行うことは難しい。他市町村の同業者に聞くと1.5~2時間で行っているところも多く、3時間未満のサービスでも良いか。	質問2を参照	11/30
7	基準	デイサービスで11人以上を受け入れる場合、看護職員は必要か。	基準緩和サービスにつきましては、人員要件に看護職員を含めていないため、配置は不要です。 ただし、既存のデイサービスと一体的に行う場合、通所介護サービス(または現行相当サービス)の基準を満たす必要があるため、看護職員の配置が必要となります。	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
8	事業者指定	現在、デイサービス以外の事業で使用している店舗で、午前・午後又は昼休みなど、時間を区切って通所型基準緩和サービスを行うことはできるか。	可能です。 ただし、既存のデイサービスと一体的に行わない場合、それぞれのサービス事業者ごとに人員等の基準を満たす必要があります。	11/30
9	事業者指定	既存のデイサービス内ではなく、新たに店舗を借りて通所型基準緩和サービスのみ行うことはできるか。	質問8を参照	11/30
10	給付	サービス提供体制強化加算の算定で事業対象者の週1回程度・週2回程度の「程度」とは、どのように解釈すればよろしいのでしょうか。 また、週2回で予定していたが、結果的に週1回しか利用されなかった場合は、どちらで算定すればよろしいのでしょうか。	現行相当サービスの本体報酬等と同様です。計画で位置づけた利用回数等から適切な区分を選択していただくことになります。 また予定と実績が異なった場合の算定については、月途中で週2回から週1回に変更となった場合は「週2回」、月を通して週1回の利用となった場合は「週1回」を算定してください。	11/30
11	その他	総合事業対象者への契約書のひな形のような物は今後公表される予定はありますか。 現行の介護予防の契約書を修正する必要がありますか。	契約書のひな形については公表を予定しておりません。 現行相当サービスと基準緩和サービスを1つの契約書とする場合、基準緩和サービスの内容が盛り込まれたものに修正する必要があることが想定されます。	11/30
12	給付	要支援1・2、事業対象者はすべて329単位なのか。それとも基準緩和サービスに通う場合に329単位になるのか。 それともあくまでも要支援1・2は今までの加算なのか。	基準緩和サービスを利用する場合には、要支援1・2及び事業対象者とも一律1回329単位となります。 現行相当サービスを利用する場合は今までと同様、単位数に変更はございません。	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
13	事業者指定	通所型現行相当サービスと通所型基準緩和サービスの併用は可能なのか？ また、その際に現行相当サービスの定員を通所介護サービスと別に設ける必要があるのか？	通所介護サービス及び現行相当サービス、基準緩和サービスを同じ場所・時間帯で一体的に提供することは可能です。 定員は通所介護サービスと現行相当サービス、基準緩和サービスでそれぞれ定め、食堂及び機能訓練室は定員の合計値×3㎡以上の面積が必要です。 例) 現行相当サービスで20名、基準緩和サービスで7名定員と設定した場合 →(20+7)×3㎡=81㎡の設備面積が必要 なお、それぞれのサービスで設定した定員を超えた場合、減算の対象となります。	11/30
14	事業者指定	基準緩和クラスの中に支援1・支援2(A6相当)と独自基準(A7)を一体で運営することは可能か？例として現在開設していない曜日を特化クラスとして開設してそこにA6・A7をまとめて通所いただくことは可能なのか？	同一事業所において、現行相当サービス(A6)と基準緩和サービス(A7)を一体的に運営することは可能です。 例えば、平日のみA6を提供していた事業所が、平日はA6のみ、土日はA6とA7を提供するなど、複数のサービスを同時に提供することができます。	11/30
15	サービス内容	サービス提供時間の緩和がほぼないが、理由はあるのか？他の区などでは単位数が下がるために時間緩和(90分)なども認められている。	質問2を参照	11/30
16	サービス内容	現在のA7の基準を見ると現行相当とほぼ変わらないが、A6のみなしを無くさない理由はあるのでしょうか？	今回新たに追加する基準緩和サービス(A7)は、運動器機能訓練に特化したものとしております。そのため、従来デイサービスで入浴や食事介助等を利用されていた方が引き続き同じサービスを利用する場合には必要であることから、現行相当サービス(A6)を残しております。	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内容	回答	回答日
17	事業者指定	<p>みなし指定事業者指定更新の件です。 事業所が2つあるので、各事業所毎に提出は分かりますが、他市へ分布している場合への提出方法を教えてください。</p> <p>①他市へ分布している場合は、分布している市・県等に全て提出ですか。 ②提出する場合、各市へ提出書類の確認が必要ですか。</p>	<p>みなし指定事業者の指定更新については、事業所の所在地市町村へ申請を行うほか、利用者の住所地市町村にも申請が必要となります。</p> <p>例) 川口市にあるみなし指定事業者が、川口市のほか、A市在住のA市民に現行相当サービスを提供する場合 →川口市とA市に更新申請が必要</p> <p>提出書類は市町村ごとに規定しておりますので、各市町村へ必要な書類の確認を行ってください。</p>	11/30
18	サービス利用	<p>現在、旧介護予防サービスや現行相当サービスで生活援助を利用している利用者は平成30年4月以降、全員が基準緩和サービスに移行という事でしょうか。</p> <p>利用者の希望で、現行サービスか基準緩和サービスを選んで頂くという事でしょうか。</p>	<p>利用するサービスにつきましては、既存・新規で利用される方ともに、利用者の希望や適切なケアマネジメント等により、現行相当サービスか基準緩和サービスを選択していただきます。したがって、一律に基準緩和サービスへ移行することはございません。</p>	11/30
19	サービス利用	<p>現在、介護予防サービスや現行相当サービスで身体介護を利用している利用者は、現行相当サービスを継続して利用となるのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	11/30
20	その他	<p>訪問型基準緩和サービスの人員基準で、「一定の研修修了者」とあるが、研修は行われるのか。</p>	<p>市で実施する研修については、来年度の早い段階で実施できるよう検討・準備を進めております。 日程等、詳細が決まりましたら改めて広報やホームページ等でお知らせします。</p> <p>なお、市実施の研修以外にも、旧ホームヘルパー3級、国や県等で行われる研修も資格対象とする予定です。(該当する国・県等の研修は検討中)</p>	11/30
21	その他	<p>市民への周知はどのように行われるのか。</p>	<p>広報かわぐち、チラシ等で周知を行う予定です。</p>	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
22	サービス利用	A市の利用者が川口市の基準緩和サービスを使うことはできるのか。(事業者としてサービスを提供できるのか)	川口市の基準緩和サービスを利用できるのは、川口市民のみとなります。(川口市に住所があり、保険者が他市の住所地特例対象者は利用可) なお、所在地が川口市の事業所がA市住民に対し基準緩和サービスを提供しようとする場合、事業所はA市の指定を受けただうえで、A市の基準緩和サービスを提供することになります。(川口市の基準緩和サービスは提供できません)	11/30
23	基準	現在、定員10名のデイサービスを行っているが、現行相当サービスと基準緩和サービスを併用で行う場合の定員(人員要件)の考え方について教えてください。 現在10名＋緩和10名となった場合、現在は定員10名なので看護師は不要、基準緩和サービスも基準上看護師不要。その上で上記のように現在10名＋緩和10名で看護師は不要で大丈夫か。	一体的にサービスを提供する場合、人員要件は現行相当サービスと基準緩和サービスの合計定員数をもとに、現行相当サービスの基準により算定します。 したがって、質問の例では定員の合計が20名となり看護職員の配置が必要となります。	11/30
24	サービス利用	来年度から新規で始まる要支援・事業対象者の方は現行相当サービスと基準緩和サービスのどちらを選ぶ事になるのか。基準緩和サービスの一択なのか。現在利用中の要支援者はどうなるのか。	質問18を参照	11/30
25	基準	通所介護サービスと通所型現行相当サービス、通所型基準緩和サービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか。	算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算(Ⅰ)・(Ⅱ)」と「認知症加算」については、人員基準の取り扱いと同様、通所介護サービスの職員が通所介護サービスと一体的に提供される現行相当サービス及び基準緩和サービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護サービスで満たしているものをして取り扱うこととします。 個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定においては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件であるが、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取り扱いとします。	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
26	基準	通所型基準緩和サービスと通所介護サービスを一体的に行う場合、通所型基準緩和サービスでサービス提供体制強化加算を算定するうえで、職員の割合はどのように算出するのか。	<p>基準緩和サービスのサービス提供体制強化加算を算定するうえでは、一体的に行っているサービスにかかる職員全体の割合から算出してください。</p> <p>なお、介護給付と同様、常勤換算方法により算出した前年度(実績が6月に満たない事業所は届出の属する月の前3月)の平均を用いることとします。実績は、基準緩和サービスのみではなく通所介護サービス、現行相当サービス(介護予防通所介護)を含めたものとします。</p> <p>したがって、既に通所介護サービスにおいて当該加算の届出に該当している事業所が基準緩和サービスを一体的に行う場合、基準緩和サービスの新規指定時から当該加算の届出を行うことが可能です。</p>	11/30
27	基準	通所介護サービスと通所型現行相当サービス、通所型基準緩和サービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。	<p>通所介護サービスと、現行相当サービス及び基準緩和サービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員(勤務時間)の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、それぞれ減算の対象となります。</p>	11/30
28	基準	通所介護サービスと通所型現行相当サービス、通所型基準緩和サービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。	<p>通所介護サービスと、現行相当サービス及び基準緩和サービスを一体的に行う事業所の定員については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護サービスと、現行相当サービスについては、通所介護サービスの対象となる利用者(要介護者)と現行相当サービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、 ・これとは別に基準緩和サービスについては、当該サービスの利用者(要支援者)で利用定員を定めます。 <p>したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、それぞれの事業所で利用定員が超過となった場合、それぞれ減算の対象となります。</p> <p>なお、事業所は適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めてください。</p>	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
29	基準	通所介護サービスと通所型現行相当サービス、通所型基準緩和サービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるのか。	通所介護の定員については、通所介護サービスと現行相当サービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定めます。 したがって、基準緩和サービスの利用定員に関わらず、通所介護サービスと現行相当サービスの合計定員が18名以下の場合においては、地域密着型通所介護への移行対象となります。	11/30
30	基準	通所介護サービスと通所型現行相当サービス、通所型基準緩和サービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。	質問13を参照	11/30
31	給付	訪問介護サービスの集合住宅の減算については、現行相当サービスの利用者も含めて計算するとあるが、基準緩和サービスの利用者は含めないものと考えてよいか。	貴見のとおりです。	11/30
32	給付	負担割合や処遇改善加算は、現行と同様に簡易に算定することはできないのか。	算定方法については、全国共通の仕様で、サービスコード「A1」「A2」「A5」「A6」以外については、自動計算がされず、内容に応じてコードを選択していただく対応となります。 なお、処遇改善加算については、現行の加算単位と同程度の単位となるよう川口市独自に設定した方法になります。他市の総合事業を提供する場合には、他市が定めた算定方法により請求してください。	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
33	給付	現行相当サービスから月途中で基準緩和サービスに移行した場合の回数制限の考え方はどのようになるのか。	<p>基本的に月途中での移行は想定していません。 月途中で事業所が廃止となった場合など、一部例外として考えられるケースがありますが、この場合においては、日割計算した現行相当サービスの単位と、基準緩和サービスの合計が、現行相当サービスの月あたりの単位を超過することがないように計画してください。なお、基準緩和サービスから現行相当サービスへの移行についても同様の取り扱いとなります。</p> <p>【例】 要支援1 訪問型現行相当サービス利用(週1回程度) 10月20日事業所廃止 21日以降基準緩和を利用する場合</p> <p>現行相当サービス分 1日38単位×20日=760単位 現行相当サービス(週1回程度)月単位1168単位-760単位=408単位</p> <p>⇒基準緩和サービスは1回につき225単位。2回算定すると408単位を超過するため、1回までしか算定できない。</p>	11/30
34	給付	基準緩和サービスは、高額介護サービス費など利用者負担軽減の対象となるのか。	高額介護予防サービス費相当事業費、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費及び川口市居宅サービス等利用者負担額補助金の対象となります。	11/30
35	給付	基準緩和サービスでは、同月に複数の事業所を併用することができるか。	<p>原則1箇所の事業所の利用としますが、計画上の回数を1箇所の事業所に対応することが困難な場合などの事情がある場合に複数の事業所を併用することを可能とします。</p> <p>この場合においても、複数の事業所の回数の合計が、月の上限を超過することが無いように注意してください。なお、各種加算については事業所毎に1月分算定することが可能です。</p>	11/30
36	給付	災害、体調不良等でサービス利用日を別日に振り替える際、振り替えた日がもともとのサービス利用月の翌月となった場合、請求はどちらの月で行うのか。	<p>振り替え後の月の請求となります。 なお、振り替え後の月にもともと上限回数分のサービス予定があり、振り替えた結果上限回数を超えてしまうような場合、上限回数分しか請求することはできません。</p>	11/30

【川口市】介護予防・日常生活支援総合事業に関する質疑回答

No.	区分	内 容	回 答	回答日
37	給付	基準緩和サービスは、訪問看護など予防給付のサービスと併用することは可能か。	可能です。 ただし、短期入所生活介護や特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護など、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護において同時算定が認められていなかったものについては、同様に算定できません。	11/30
38	給付	急なキャンセルの場合や連絡がない不在の場合などはキャンセル料を徴収することは可能か。	基準緩和サービスにつきましては、個別報酬としているため介護サービスと同様キャンセル料の徴収は可能です。	11/30
39	給付	通所型基準緩和サービスの単位・加算についてです。1回につき329単位が要支援1・要支援2・事業対象者のご利用者様に対し共通の本体報酬となっていますが、要支援1・要支援2のご利用者様に関しては、現行相当サービス(月額報酬)があるため、要支援1・要支援2のご利用者様が基準緩和サービスを利用するのは、どのようなケースがあるのでしょうか。	現行相当サービス、基準緩和サービスともに要支援1・要支援2・事業対象者の方がサービスの利用対象となります。 現在要支援1・2の方で現行相当サービスを利用されている場合でも、運動器機能訓練プログラムのみ選択してその分費用負担を抑えたい等、利用者の希望に応じて基準緩和サービスへ移ることが想定されます。	11/30
40	基準	通所型基準緩和サービスについて、説明会資料の運用基準に「②提供拒否の禁止」とあるが、基準緩和サービスの指定を取った場合、利用申込みについて、現行利用者数とのバランスや送迎等の業務上の都合等で、受入れを制限していけないということでしょうか。	「提供拒否の禁止」の考え方については、通所介護サービスや現行相当サービスと同様、要介護度や所得の多寡等を理由にサービス提供を拒否することを禁止するものとなります。 提供の拒否は、当該事業者の現員状況等により、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合といった正当な理由がある場合に限りです。	12/12
41	給付	通所型基準緩和サービスについて、算定回数においてそれぞれ上限が設けられているが、その回数を事業者で制限することは可能なのか。	月に利用する回数については、上限の範囲内においてケアプランにより必要回数を算定するものであることから、事業者で回数を制限をすることは適切でないと考えられます。	12/12